

つきみ野I号公園等の指定管理者候補の審査要領

つきみ野I号公園等の指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）における、指定管理者候補の選定のための審査方法、審査基準等について必要な事項を定めるものとする。

1. 審査方法

申込団体のうち、一次審査に合格した団体について、選定委員会による二次審査を実施し、指定管理者候補の選定を行う。

2. 一次審査

(1) 審査形式

書類審査

(2) 審査内容

① 募集要項又は申込要項で示す応募資格等を次の書類により審査する。

- ア. 定款（寄附行為等を含む）（最新のもの）
- イ. 登記簿謄本（申込み日前6ヶ月以内）
- ウ. 申込団体の収支予算書・事業計画書（最新のもの）
- エ. 申込団体の収支決算書・事業報告書（最新のもの）
- オ. 財産目録又は貸借対照表及び損益計算書
- カ. 理事、評議員及び役員等（実質的に経営に関与するものを含む）の名簿
- キ. 団体の概要がわかるもの（団体の活動実績及び経営状況を証明する書類等）
- ク. 欠格事項に関する申立書
- ケ. 国税・都道府県税・市町村税のうち、納税義務を負うものに係る納税証明書又は未納が無いことの証明書（徴収猶予を受けている場合を除く）（最新のもの）
- コ. 共同事業体による応募の場合の必要書類（協定書、委任状、構成員名簿等）

② 管理内容を次の書類により審査する。

- ア. 管理業務に関する企画提案書
- イ. 管理業務に関する収支予算書（年度ごと）
- ウ. 管理運営費見積書
- エ. その他

(3) 失格基準

次のときには失格とする。

- ① 募集要項又は申込要項で示す応募資格等を満たさない場合。
- ② 管理内容が仕様書等で示す要求水準を満たしていないことが明らかな場合。
- ③ 指定管理料が市の指定する上限額を上回っている場合。

3. 二次審査

(1) 審査形式

面接審査（プレゼンテーション形式）

(2) 審査内容

① 評価項目

「つきみ野Ⅰ号公園等の指定管理者候補の審査に係る評価表（別表Ⅰ）」で定める項目により評価する。

② 配点

別表Ⅰで定める配点とし、100点（11項目×5点、15項目×3点）を満点とする。

③ 最低基準点

63点（11項目×3点（標準点）、15項目×2点（標準点））

(3) 審査方法

① 評価点

各委員の採点結果を合計した点を評価点とする。

② 失格基準点

最低基準点に評価者の人数を乗じたものを失格基準点とし、その点数以上の評価点を得た申込団体を審査の対象とする。ただし、最低基準点以上の評価を行った評価者の人数が、過半数に満たない申込団体は、審査の対象から除外する。

③ 候補者の選定

評価点を基に、指定管理の候補者としての順位付けを行い、候補者として最も適当な団体を選定する。申込団体が1団体の場合も同様とする。

なお、全ての申込団体が(3)②で定める失格基準点未満の場合は、指定管理の候補者としての適否について審査する。

④ 同点の場合

同点の者を対象とした決選投票又は会長裁決により決定する。

⑤ 次点者の再選定

指定管理者となるべき団体として選定された申込団体が、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき又は新たに判明した事実により、施設の管理を行うことが不適當であると認められたときは、(3)②で定める失格基準点以上の評価点を得た申込団体で、順位が次位にある申込団体を、指定管理の候補者として最も適当な団体として再選定する。

なお、順位が次位以下にある申込団体が(3)②で定める失格基準点に達しない場合は、指定管理の候補者としての適否について審査する。

附則

この要領は、令和7年7月15日から施行する。